

平成24年1月 日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市市民自治推進会議
会長 中 川 幾 郎

(仮称) 生駒市市民投票条例 (案) について (案)

生駒市市民自治推進会議では、市からの検討の要請があった、生駒市自治基本条例第44条及び第45条に規定されている市民投票制度の具体化を図るため、平成22年2月より(仮称)生駒市市民投票条例(案)の検討を行い、平成22年11月1日から30日までの間、意見募集としてパブリックコメントを実施するとともに、同年11月1日から12日までの間、同制度の周知を図るため、3,000人へアンケート調査を行うなど同条例案の検討をすすめてきたところです。

一方、国の動きとして、第30次地方制度調査会にて、大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度を含む地方自治法改正案について調査審議がされてきましたが、拘束的住民投票制度の導入については、住民自治の充実の観点から意義を有するものと考えられるものの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべきであるとの意見が同調査会から内閣総理大臣に対し、昨年12月15日に提出されました。

本推進会議では、1年以上にわたり本条例案の検討を行い、一定の意見はまとめておりましたが、法制度による住民投票制度の創設が国で検討され始めたことから、これまでの間、地方制度調査会での調査審議の動向を見極めてきたところです。しかし、この度、国の住民投票制度についての審議が先送りされたこともあり、今回、現時点での条例案を提出するものであります。

今後、生駒市におかれましては、本条例案を尊重されますとともに、地方制度調査会での調査審議内容が本条例案に多大な影響をもたらす可能性も考えられることから、その動向に注視され適切に対応されますよう申し添えます。